

あきたSDGs推進事業啓発・広報業務委託仕様書

1 目的

官民一体となったSDGsを原動力とした持続可能な地域社会の実現に向けて、多様な視点から自主的・積極的に取り組む県内事業者を表彰するほか、SDGsの理念を普及・浸透させるため、啓発・広報を実施する。

2 業務の委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日までとする。

3 委託業務の内容

次の業務内容を網羅した上で、このほかに県内におけるSDGsの推進につながる取組があれば提案すること。

(1) 表彰式等の企画・運営

SDGsの達成に向けた県内事業者や団体等（以下「事業者等」という。）の取組を促進するため、SDGsの達成に資する優れた取組を行う事業者等を表彰するとともに、SDGsの理念を普及・浸透させ、各ステークホルダーの主体的な活動の展開を促進するための基調講演等を実施すること。

ただし、実施時期、実施方法等の詳細については、県と調整した上で決定するものとする。

ア 事業者等の募集

- ・表彰を受けようとする者を募集すること。
- ・ウェブ広告（Yahoo!、Google、Facebook 広告等）等により、募集の周知を行うこと。
- ・主な応募要件は、次のとおりとする。
 - ①秋田県SDGsパートナーである者又は秋田県SDGsパートナーの登録を受けようとする者であること。
 - ②応募の対象となる取組が県内で実施され、かつ、令和7年度も実施していること。
 - ③応募数は1者につき1件までとすること。
 - ④「あきたSDGsアワード」や「ジャパンSDGsアワード」等、過去にSDGsに関する表彰制度に応募等した取組でないこと（応募済み又は応募予定を含む。）。

イ 受賞者の選考

- ・受賞者を5者程度選考すること。
- ・受賞者の選考に当たって使用する資料を作成するほか、委員との連絡調整、選考

委員会の開催運営を行うこと。

- ・受賞者の選考に当たっては、次のとおり審査を行うこと。
 - ① 1次審査 県において受賞候補者を選考する。
 - ② 2次審査 委員5名程度で構成する選考委員会において受賞者を選考する。
- ・委員の選定は県で行うこととし、その候補者として中立的な審査を行うことができる者を提案すること。
- ・選考委員会は、県庁において開催すること。
- ・委員に対する謝金・旅費等を支払うこと。
- ・選考の結果、受賞しなかった者に対して、選考委員等の意見を踏まえたアドバイスを送付すること。

ウ 表彰式の開催

- ・開催時期は、令和8年1月頃とし、後述する基調講演等と同時開催とすること。
- ・開催会場は、秋田市内において、公共交通機関等の利便性がよく、100名程度の人数を収容できる施設を選定すること。
- ・表彰式に続き、受賞者による事例発表を行うこととし、後述する基調講演等と全体で2～3時間程度とすること。
- ・参加者等に配付する表彰式・事例発表に関する資料の作成、司会進行など、表彰式等に関する運営全般を行うこと。
- ・ウェブ会議システム等、インターネットを活用した同時配信を行うこと。
- ・県が別途用意する表彰状に加え、SDGsの理念に則った間伐材を利用した盾等の副賞を用意すること。
- ・司会者に対する謝金・旅費等を支払うこと。
- ・チラシ5,000部を作成し、県が別途指定する団体への発送（市町村や商工会議所、商工会など約90団体）により、表彰式及び後述する基調講演等の周知を行うこと。
- ・ウェブ広告（Yahoo!、Google、Facebook 広告等）により、表彰式及び後述する基調講演等の開催の周知を行うこと。

エ 基調講演等の実施

- ・表彰式に合わせて、SDGsの理念を普及・浸透させ、各ステークホルダーの主体的な活動の展開を促進するための基調講演等を実施すること。
- ・参加者等に配付する基調講演等に関する資料の作成、司会進行など、基調講演等に関する運営全般を行うこと。
- ・ウェブ会議システム等、インターネットを活用した同時配信を行うこと。
- ・講演者は1名程度とし、謝金・旅費等を支払うこと。

（２）新聞広告の掲載

（ア）規格

- ・掲載紙：秋田魁新報
- ・掲載時期：令和7年9～11月頃
- ・掲載回数：1回程度
- ・掲載段数：フルカラー5段以上

(イ) 掲載内容

- ・秋田県SDGsパートナーの優れた取組
- ・その他県が指定する内容

4 成果品の納品

成果品は、次のとおりとし、県が別途指定する日までに、あきた未来戦略課（秋田県庁本庁舎5階）に納入すること。

- ・表彰式等の案内チラシ
 - ・表彰式及び基調講演等の様子を録画した映像データ
 - ・印刷物及びデータ（PDF及び以後の加工処理が可能なデザインソフトデータ）
- なお、印刷物については、発行部数から発送部数を引いた残部とする。

5 スケジュール等

具体的な実施スケジュール及び実施体制を示すこと。

6 権利の帰属

- （1）本業務による著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）、商標権、使用権に関する全ての権利は、県に無償譲渡するものとする。なお、県が譲渡を受けた部分の利用・改変については、受託者は著作権者人格権を行使しないものとするが、県は、譲渡された部分の本質を損なうことが明らかな改変は行わないものとする。
- （2）受託者は、県の承諾なしに、デザインを他に流用することはできないものとする。

7 その他留意点

- （1）3に示す業務については、企画提案内容に基づき、県と協議を行い、双方合意した内容により行うこと。
- （2）本業務の全てを第三者に再委託してはならない。なお、業務の一部を第三者に再委託することは、予め県に協議を行い、県が承認した場合のみ可とする。
- （3）本業務の実施に当たり、著作権、肖像権や個人情報扱う場合は、関係法令等を遵守すること。

8 実績報告等

委託事業が完了したときは、遅滞なく県に対して業務完了届、実績報告書その他県が指示する資料等を提出すること。

9 検査

8の業務完了届を受理したとき、県は速やかに報告内容について検査を行うものとする。

10 支払

9の検査に合格した後、受託者からの請求により委託料の支払を行う。

11 その他

本仕様書に定めのない事項で、かつ、業務遂行上必要となる事項については、その都度、県と事前協議を行い、調整を図るものとする。